

令和7年度 山形県立ゆきわり養護学校いじめ防止基本方針

相談部

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 本校幼児児童生徒の実態

- ① 本校の幼児児童生徒は身体が不自由であることなどから自分の意図したような身体の動きをしたり、言葉でのコミュニケーションをしたりすることが難しい。
- ② 令和6年度いじめ発見調査アンケートの結果から、令和6年度末時点でいじめられていると感じる児童生徒及びいじめを受けていると感じている保護者は0名だった。引き続き、いじめの未然防止や早期発見のため全職員で組織的に対応している。
- ③ 心のアンケートを実施し、幼児児童生徒の悩みや困り感を情報収集しながら安心して学校生活が送れるよう、組織的に対応している。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

注：ふざけ合いであっても、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

：好意や親切心、正義感などからの言葉や行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

(3) 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止の基本施策

(1) 本校の基本方針

- ① いじめは絶対に許さない。
- ② いじめはどの子どもにも起こりうる。（いじめは、なかなかなくならない。）
- ③ 特に「未然防止」「早期発見」に重点を置き、いじめ見逃し「0」を目指す。
- ④ 自分のこと、友達のことを大切にできる子ども、いじめに向かわない子どもの育成。
- ⑤ 幼児児童生徒一人一人の自己有用感を高める教育活動の推進。
- ⑥ 道徳教育としての取り組みの促進。（道徳教育全体計画参照）

(2) 「未然防止」「早期発見」「適切な対応」の取り組み

- ① 本校の教育目標で『「伝え合うこと」「役割を果たすこと」ができる人を育てる』に向けて、一人一人の自己有用感を高め、自分のことや友達のことを大切にし、優しく思いやりのある子どもを育てるために、主体的に参加、活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- ② 教職員は、幼児児童生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、チームで情報共有を行うようにする。
- ③ 幼児児童生徒や保護者が相談しやすい信頼関係を築き、日頃から保護者との連絡を密に行う。（保護者との個別面談（年3回））
- ④ 山形県立こども医療療育センター、寄宿舍、各関係機関との連携を密にして情報を共有する。
- ⑤ 教育相談週間（6月、11月）を活用する。
- ⑥ 教員向け「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を利用し、確認する。
- ⑦ いじめ発見調査アンケートを実施（年2回：6月、11月）する。また同時に、幼児児童生徒が生活する中での思いをより細かく探るきっかけとして、『心のアンケート』を実施する。

3 教育的諸課題等から特に配慮が必要な幼児児童生徒について

- (1) 日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。具体的には、
 - ・発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒
 - ・海外から帰国した幼児児童生徒や外国人の児童生徒
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る幼児児童生徒
 - ・被災幼児児童生徒
 - ・感染症感染者及び感染流行地域に居住する幼児児童生徒
- (2) いじめが起きやすい学齢の児童生徒（一般的には小学校高学年から中学2年生頃）については教師が意識して見守りや面談を行う。

4 インターネット上のいじめの対応について

- (1) 情報モラルやインターネットに関するルールについて、学ぶ機会をつくる。
- (2) 保護者にフィルタリングや使用上の約束の必要性を理解していただく。
- (3) 寄宿舍生は、必要に応じて家族への連絡を行っている。インターネットを使用する際は寄宿舍指導員にことわって使用している。

5 重大事態への対応

(1) 事態の定義

法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。（いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学省より）

(2) 重大事態の対処

- ①学校の設置者及び学校は、重大事態またはその疑いが発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ②重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要。
学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- ③学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

6 点検・評価と見直し

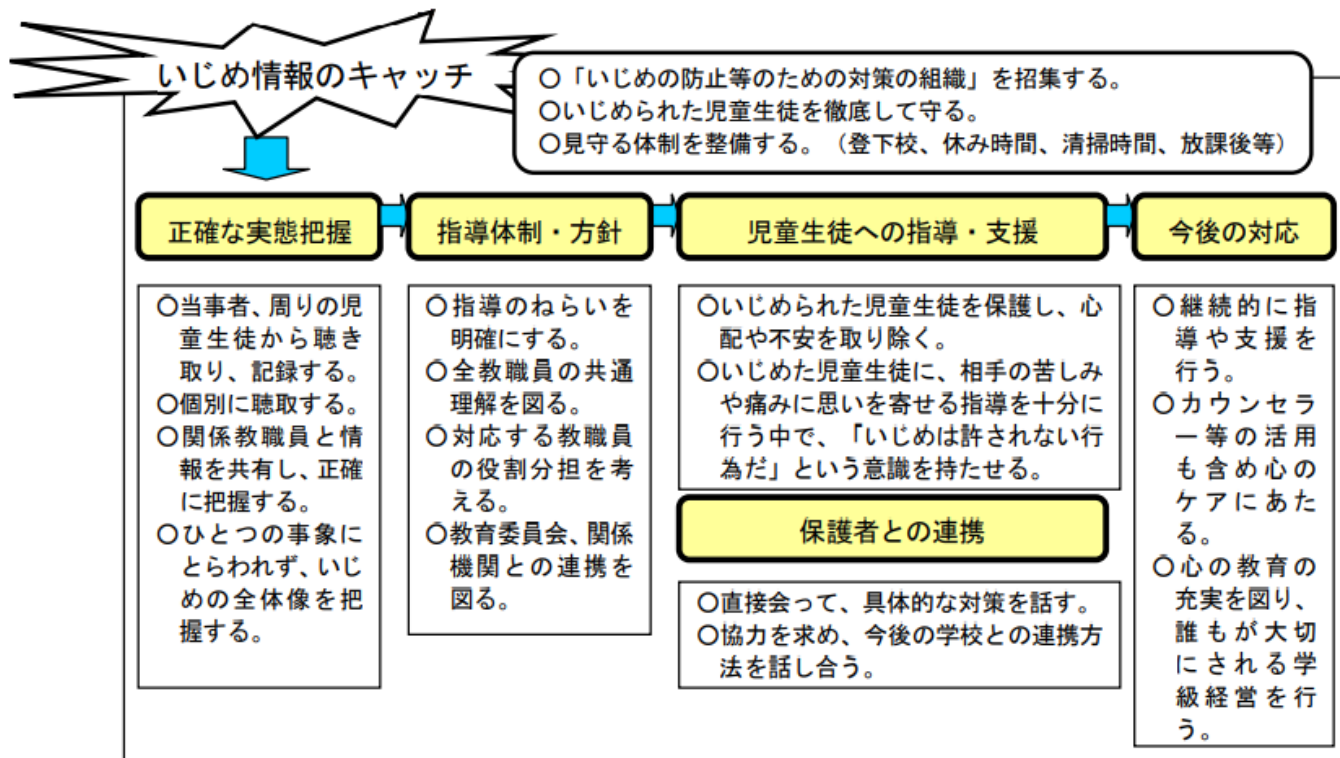
- (1) いじめ問題に関する取組が機能しているかを学校評価・教員評価によって点検・評価し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルを確立する。

7 いじめ防止の校内研修

- (1) 職員会議や学部会などを通して、いじめの定義の解釈の明確化・再確認をする。
- (2) 具体的な事例（共通理解形成資料（文科省）等）での研修を重ねることで教師間のいじめの捉え方のばらつきをなくし、いじめの芽を見逃さないようにする。

8 いじめ発生の場合の適切な対応

- (1) いじめに対する組織的な対応（別紙参照） ※図 いじめに対する組織的な対応
- (2) いじめ対応の基本的な流れ 下図（山形県いじめ防止基本方針より）



(3) いじめ解消の判断

① 「いじめの加害行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。行為が止んでいない場合は、いじめられた幼児児童生徒を徹底的に守り通してその安全・安心を確保し、直ちにいじめ防止対策委員会を開き対応の見直しを図る。

② 「被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

《参考図書等》

- ・山形県いじめ防止基本方針 山形県 平成26年4月
- ・「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点（生徒指導リーフ）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂版
- ・いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学省（最終改定 平成29年3月14日）
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告（総務省）
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組みについて（文科省通知）
- ・「ひとはいじめをやめられない」中野信子 著 「いじめとは何か」森田洋司 著

図 いじめに対する組織的な対応

いじめを認知（疑わしきものも含む）

報告：発見者→学部主任→生徒指導主事→相談部長→教頭→校長

事実確認

- ① 誰が誰をいじめているのか
- ② いつどこで起こったのか
- ③ どんな内容のいじめか
- ④ どんな被害を受けたのか
- ⑤ いじめのきっかけは何か
- ⑥ いつ頃から、どのくらい続いているか

いじめ防止対策委員会を招集

【メンバー】校長、教頭、教務主任、相談部長、生徒指導主事、養護教諭、寮務主任、学部主任、担任

【内容】担任・学部主任から報告を聞き、いじめであるかを判断し、今後の対応を検討

【役割】司会→教頭 記録→報告者以外で輪番

いじめでないと判断

- ・見守りを継続
- ・必要あれば保護者に連絡

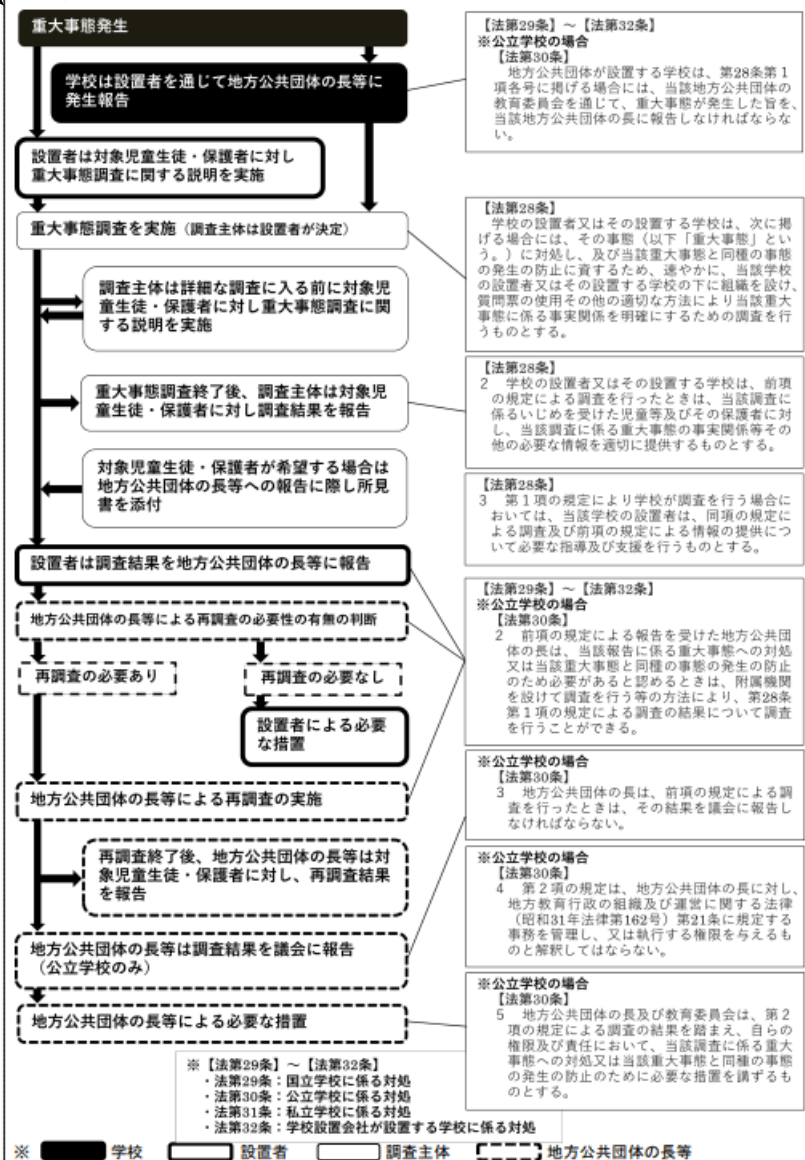
いじめと判断

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害幼児児童生徒の保護 ・保護者へ連絡、家庭訪問等 | <ul style="list-style-type: none"> ・周りの子どもの聞き取りと指導 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・加害幼児児童生徒への指導 ・保護者へ連絡 ・被害者への謝罪の場設定等 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ報告 ・PTA 代表等へ連絡 |

臨時職員会議

臨時保護者会

見守りの継続、保護者へ定期連絡、再発防止に向けた取り組み（基本方針の見直し等）



10 いじめ防止対策年間計画

時期	内 容	留意事項
4 月	第 1 回いじめ防止対策委員会 ※R6 末に紙面開催で基本方針を確認しているが、改めて集まって変更点を含め、方針を確認する。 ・今年度のいじめ防止対策基本方針を提案。 ※年度当初の分掌部会で改めて提案・協議する。	・長期休業明け自殺者増加 ・昨年度からのいじめ問題引継ぎ確認（見守りの継続等）
5 月	必要に応じて教育相談 保護者面談 第 1 回心のアンケート・いじめアンケート 必要に応じて個別面談（12 日～23 日）	・連休後自殺者や学校不適応等に対応 ・記載があれば直ちに対応
6 月	第 2 回いじめ防止対策委員会（9 日） （6 月のアンケート結果を受けて）	
7 月	第一期いじめアンケート結果を県教委へ報告	
8 月	必要に応じて教育相談	・2 学期始業式前後自殺者数がピークとなる ・長期休業明け学校不適応等に対応
9 月	必要に応じて教育相談 保護者面談	
10 月	第 2 回心のアンケート・いじめアンケート 必要に応じて個別面談（10 日～21 日）	・記載があれば直ちに対応 ・高等部就業体験該当クラスは、アンケートの時期をずらすこともある。
11 月	第 3 回いじめ防止対策委員会（15 日） （11 月のアンケート結果を受けて） ・第二期いじめアンケート結果を県教委へ報告	
12 月	必要に応じて教育相談	・長期休業明け自殺者の増加や学校不適応等に対応
1 月	・次年度いじめ防止対策基本方針の分掌部内での検討 ・第 4 回いじめ防止対策委員会（16 日） （次年度の基本方針について、大きな変更があった場合には会議を設定。そうでない場合には、年度内は紙面開催で次年度初めに会議を設定する）	
2 月	第三期いじめアンケート結果の様式の準備 （4 月中旬までに報告できるように必要な場合は引き継ぐ。） 問題行動・不登校等調査の様式を作成しておく。 （県教委あてに4 月下旬までに提出するもの） 保護者面談	・来年度への引継ぎ（見守りの継続等） ・次年度4 月に委員会の予定 ・次年度に向けた書類の作成（令和6 年度版の方針）